

■新・奨学金制度の概要

佐賀県薬剤師会が創設した奨学金制度は、佐賀県の補助金を受けて平成27年度にスタートし、6年生薬学部薬学生5年次・6年次、4年生大学薬学部卒の大学院生で薬剤師国家試験の受験資格が得られる直近の1年間又は2年間に在学中の佐賀県出身の薬学生等を対象に「奨学金を貸与する制度」ですが、この制度の大きな特徴は、薬剤師免許取得後、佐賀県薬剤師会が指定する県内の薬局等（指定薬局等）に薬剤師として一定期間従事していただくと、奨学金の返還は全額免除されるというものです。なお、この制度では、薬局における在宅医療の推進に必要と試算した薬剤師50人程度を確保することを目的として、毎年10人程度に貸与することとしています。

この制度も昨年度で新規募集を終了しており、奨学金給付の最終年度が来年度までとなっています。

これまでに42名の薬学生等に奨学金貸与を行い、現在22名が、佐賀県の薬局で薬剤師として活躍されています。

そういった中、薬局・薬剤師にも服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理の推進、地域住民の健康づくり、セルフメディケーション推進の担い手となることが求められており、更には高齢化の進展に伴い地域包括ケアシステムへの構築が進められ、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどの諸問題に対応すべく薬剤師の参加も必須となってきているが、これらに対応するために必要な薬剤師が不足している現状にあります。

奨学金制度の継続を求める声が高まってきたことを受け、また、地域医療体制を充実させることが必要ということで、新しい奨学金制度である「新・佐賀県薬剤師会薬剤師奨学金制度」を創設することとしました。

○対象となる薬学生等

① 次に掲げるア又はイのいずれかの薬学生等であって、正規の修学の最短コースで薬剤師国家試験受験資格が得られる者

ア 6年制大学薬学部の5年生又は6年生

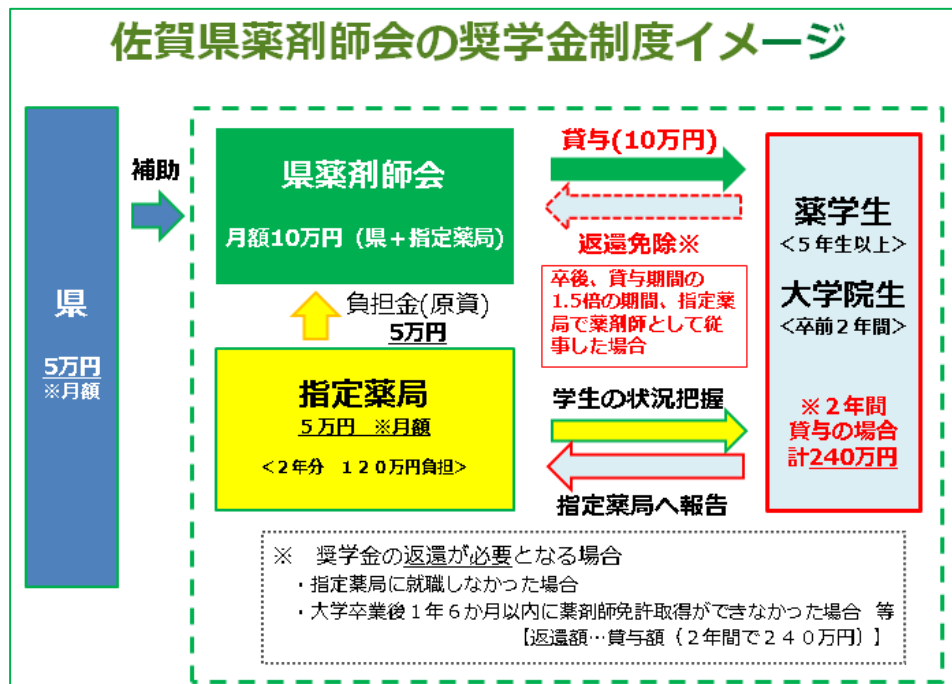
イ 平成18年度（2006年度）から平成29年度（2017年度）までの間に大学に入学し、4年制大学薬学部を卒業し、かつ、大学院で薬学の修士若しくは博士の課程を修学する者（以下「大学院生」という。）又は修士の課程を卒業した者であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近1年又は2年の期間の者

② 薬剤師免許を取得している大学院生で卒業年度の直近1年若しくは2年の期間の者

○貸与額：1人当たり120万円/年

○貸与期間：原則として6年制大学の5～6年生又は大学院生で卒業前の1年若しくは2年間

○返還免除：指定薬局で「貸与年数×1.5倍」の期間の就業が必要

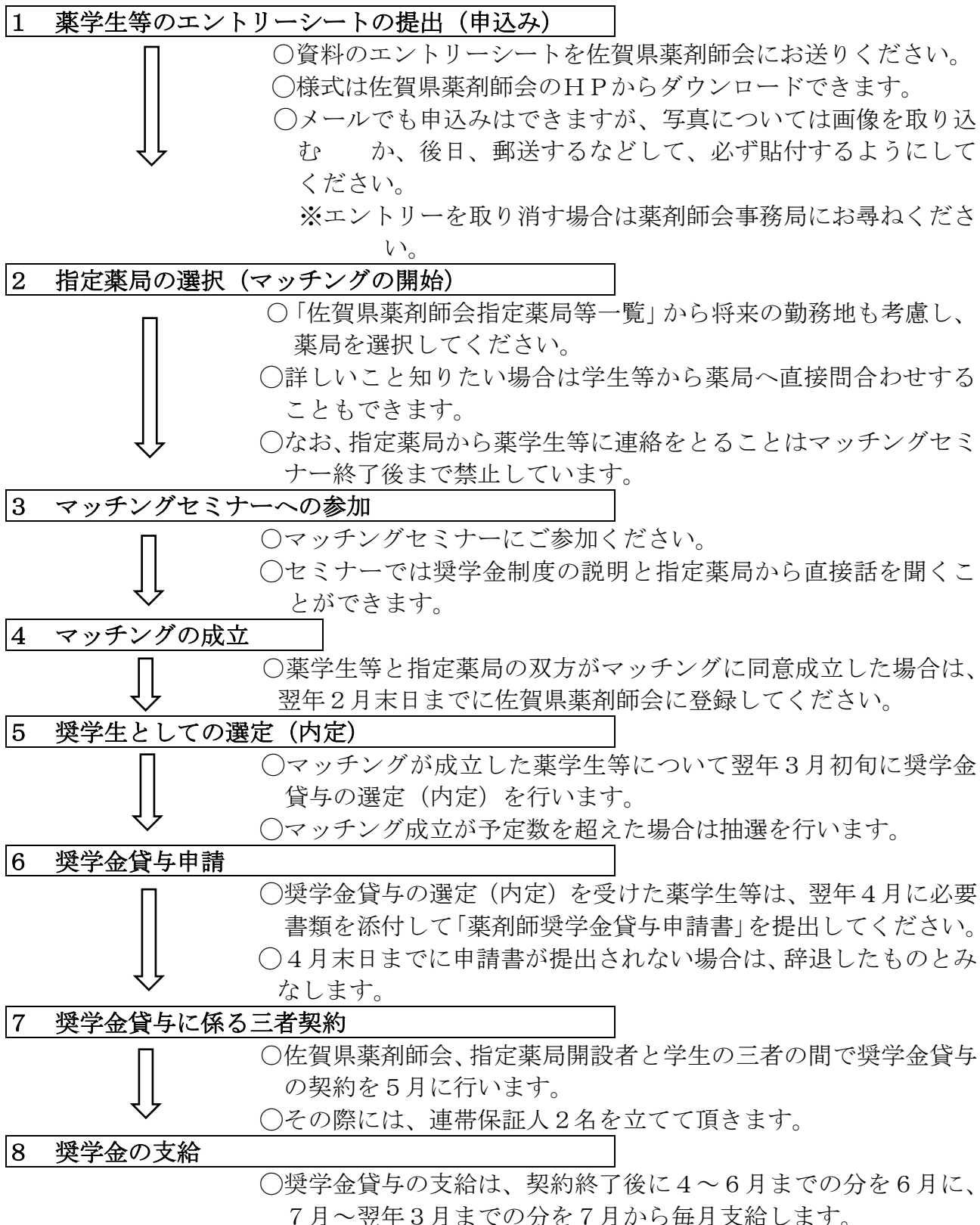


■申込みから支給までの流れ

佐賀県薬剤師会が薬学生等と指定薬局等のマッチングのお世話を行います。

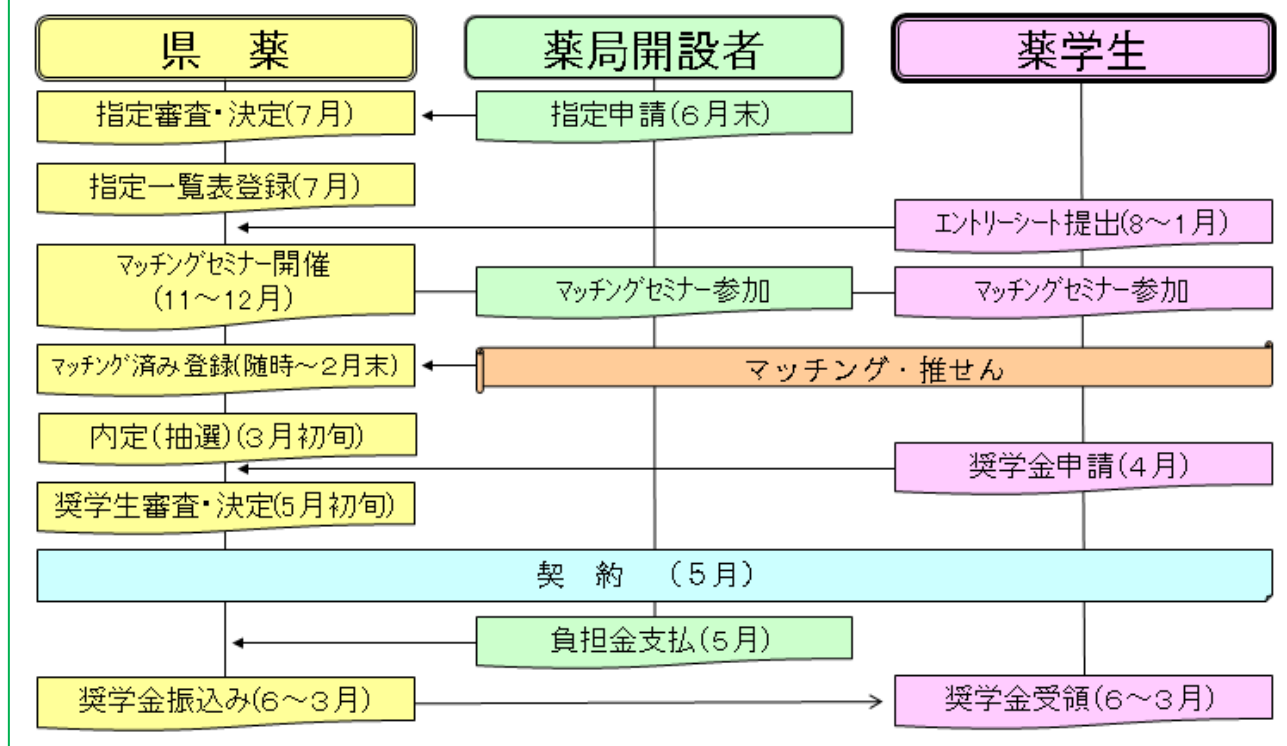
薬学生等がエントリーシートを提出後、面談やマッチングセミナーにより、薬学生等と指定薬局等のマッチングを行い、マッチングが成立した薬学生等には新年度4月になってから、奨学金貸与の申請を行っていただきます。

正式に奨学金貸与が決定したら、佐賀県薬剤師会、薬学生等、指定薬局等の開設者の3者で奨学金貸与契約を締結します。





奨学金制度フロー



※ 奨学金制度に関する資料は、佐賀県薬剤師会HPに掲載しています。

一般社団法人 佐賀県薬剤師会

〒840-0027 佐賀市本庄町本庄 1269-1

TEL 0952-23-8931

FAX 0952-23-8941

e-mail info@sagayaku.or.jp

http://www.sagayaku.or.jp